

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	後期高齢者医療に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大洲市は、後期高齢者医療関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

システムの稼働維持について、委託契約により業者の運用支援を受けているが、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認すると共に、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

愛媛県大洲市長

公表日

令和6年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	後期高齢者医療に関する事務は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、本市の後期高齢者医療被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、保険給付に関する各申請書の受付や資料等の収集、各申請書や資料等の広域連合への送付を行うものである。 特定個人情報ファイルは、高齢者の医療の確保に関する法律、愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年愛媛県後期高齢者医療広域連合条例第23号)、大洲市後期高齢者医療に関する条例(平成20年大洲市条例第3号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務で取扱う。 【資格管理事務】 ・住民基本台帳情報、適用除外要件及び障がい情報等の確認により、被保険者資格に関する申請書やその他の申請書を受付し、広域連合へ送付する。(資格の取得・喪失・変更) ・被保険者証や資格者証を交付(被保険者へ送付)する。 【保険料賦課事務】 ・保険料の賦課に必要な所得情報及び受付した減免申請書を広域連合へ送付する。 ・年金支給額、介護保険料の徴収方法及び徴収額の確認による保険料徴収方法を決定する。 【保険料徴収事務】 ・保険料の収納処理により、督促、催告等の各種通知書を送付する。 ・保険料の過誤納金の還付・充当処理を行う。 ・保険料の収納管理、滞納管理により、滞納者について納付相談等を実施する。 ・保険料の口座振替情報を管理する。 【保険給付事務】 ・保険給付に関する各種申請を受け付け、愛媛県後期高齢者医療広域連合電算処理システムに必要事項を入力後、書類を広域連合へ送付する。 ・申請により、特定疾病受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付(認定証の年次更新分は被保険者に送付)する。 ・保険給付に必要な所得情報を保有していない者から簡易申告等で得た情報を愛媛県後期高齢者医療広域連合電算処理システムに入力し、書類を広域連合へ送付する。 (付)還付金の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、令和4年10月以降、被保険者が公的給付支給等口座情報(以下「公金口座受取情報」という。)の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム(デジタル庁)から当該被保険者の公金口座受取情報を入手して振込等の事務処理に利用する。
③システムの名称	1. 後期高齢者医療事務支援システム 2. 収納管理システム 3. 滞納整理システム 4. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 5. 中間サーバー 6. 愛媛県後期高齢者医療広域連合電算処理システム

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)後期高齢者医療資格ファイル
- (2)後期高齢者医療賦課ファイル
- (3)収納・滞納情報管理ファイル
- (4)後期高齢者医療給付ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の59の項
--------	---------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	----------	---------------------------------------

②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に高齢者の医療の確保に関する法律に関する事務が含まれる項 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に高齢者の医療の確保に関する法律に関する事務が含まれる項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 市民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大洲市役所 総合政策部 企画情報課 郵便番号: 795-8601 住所: 愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号: 0893-24-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大洲市役所 市民福祉部 市民課 郵便番号: 795-8601 住所: 愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号: 0893-24-2111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月28日	I－5 ②所属長の役職名	課長 武知 省吾	課長	事後	
平成30年6月28日	II－1及び2 いつ時点の計数か	平成26年11月28日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年6月12日	I－7 請求先	大洲市役所 総合政策部 情報管理課	大洲市役所 総務企画部 企画情報課	事後	
令和1年6月12日	II－1及び2 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月12日	IV－1～9	(記載なし)	(各項目追加)	事後	様式変更に伴い「IV リスク対策」を追加
令和2年6月5日	II－1及び2 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年9月30日	I－4 法令上の根拠	番号法第19条第7号 (略)	番号法第19条第8号 (略)	事後	
令和3年9月30日	I－7 請求先	大洲市役所 総務企画部 企画情報課 (略)	大洲市役所 総合政策部 企画情報課 (略)	事後	
令和3年9月30日	II－1及び2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和4年3月4日	II－1及び2 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年12月1日	I－5 ①部署	市民福祉部 保険年金課	市民福祉部 市民課	事後	
令和4年12月1日	I－8 連絡先	大洲市役所 市民福祉部 保険年金課	大洲市役所 市民福祉部 市民課	事後	
令和4年12月1日	I－1 ②事務の概要	(記載なし)	(追加) (付)還付金の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、令和4年10月以降、被保険者が公的給付支給等口座情報(以下「公金口座受取情報」という。)の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム(デジタル庁)から当該被保険者の公金口座受取情報を入手して振込等の事務処理に利用することが可能になる。	事前	
令和4年12月1日	II－1及び2 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	
令和6年1月15日	I－1 ②事務の概要	(追加) (付)還付金の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、令和4年10月以降、被保険者が公的給付支給等口座情報(以下「公金口座受取情報」という。)の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム(デジタル庁)から当該被保険者の公金口座受取情報を入手して振込等の事務処理に利用することが可能になる。	(追加) (付)還付金の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、令和4年10月以降、被保険者が公的給付支給等口座情報(以下「公金口座受取情報」という。)の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム(デジタル庁)から当該被保険者の公金口座受取情報を入手して振込等の事務処理に利用する。	事後	
令和6年1月15日	II－1及び2 いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	